

地方独立行政法人宮城県立病院機構
入院時食事療養業務 食品規格書

地方独立行政法人宮城県立病院機構

宮城県立がんセンター・宮城県立精神医療センター共通 食品購入規格基準

1. 食品表示法に基づく表示が適正になされていること。
特に、製造業者、賞味・消費期限、生鮮食品にあつては原産地、加工食品は原材料、保存方法、特定原材料（アレルギー原因物質）等の表示がされていること。
輸入品にあつては、輸入者、原産国名が明示されていること。
2. 遺伝子組み換え食品は使用しないこと。
3. 食品の偽装等、社会的問題を起こしたメーカーの食品は使用しないこと。
4. 使用する食品はすべて品質が良く、衛生害虫や異物の混入・腐敗・異臭・傷がないものを選び、廃棄量を十分に考慮し発注すること。又、できる限り使用日前日に仕入れること。
5. 鮮度・品質の悪いものについては十分精査したうえで返品すること。
6. 包装は清潔かつ未開封であり、変形やキズなどが無いこと。
7. 野菜、肉類、卵などは原則として国産を使用すること。
8. 野菜、果物については、農薬取締法に基づく無登録農薬が使用されていないこと。
9. 生野菜を冷凍野菜又は、カット野菜へ変更し使用する場合は、使用期間等も含め、病院側と協議すること。
10. 果物は成熟品であること。
11. 肉類は肉と脂肪の混合割合を厳守し、調理後柔らかく仕上がるものを使用すること。
12. 魚介類は大きさが一様に揃っており、型くずれのないこと。
13. 加工食品類（例：コロケ、ハンバーグ等）、完全調理済食品を使用する場合は病院側と協議すること。
14. 卵については卵殻にひびや割れ、汚れがないこと。液卵の使用も可能とする。
15. 米については原則として宮城県産のものを使用すること。又、精米年月日が明示されていること。
16. 食品の規格、グラム数などは献立で指定するものを使用すること。
17. 輸入冷凍食品については、残留農薬試験検査済み証明書を添付すること。